【別紙】

重層的支援体制整備事業実施計画

事業構成・実施内容

【別紙】

事業構成、実施内容

重層的支援体制整備事業は、社会福祉法（以下「法」という。）第 106 条の 4 第 2 項規定される「包括的相談支援事業」「参加支援事業業」「地域づくり事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」「多機関協働事業」の５つの事業で構成されており、それらの事業を一体的に実施し、高齢、障害、子ども、生活困窮の属性を超えた相談支援体制と住民主体の課題解決体制の構築を目指すものです。本市では、それぞれの事業について、次のように取り組みます。

行政・社会福祉協議会の取組

1　包括的相談支援事業

No.	取組	方向性
1	包括的相談支援事業	**行政【福祉課・高齢介護課・こども課・健康課】・社会福祉協議会** 包括的な支援体制の構築に向けて属性や世代を問わない相談の受け止めを行うとともに、関係機関が連携して支援にあたります。

実施内容

1　地域包括支援センターの運営（高齢、法第 106 条の４第２項第１号のイ）

支援対象者	高齢者やその家族等
担当課	高齢介護課
事業内容	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、高齢者の生活・介護・認知症などの困りごとについて総合的な相談に応じ、地域の福祉・医療関係者と連携し、必要な支援を行うとともに、高齢者の虐待防止や権利擁護、介護予防支援と介護予防ケアマネジメントなどを行います。
設置形態	基本型（単一の既存事業の委託を受け支援を実施する形態）
実施方式	委託（碧南社協地域包括支援センター、碧南東部地域包括支援センター、碧南南部地域包括支援センター）
設置箇所	３か所
配置人数	社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等１５名程度（各５名程度）

相談場所	①碧南社協地域包括支援センター（新川・西端地区） ②碧南東部地域包括支援センター（中央・旭地区） ③碧南南部地域包括支援センター（棚尾・大浜地区）

2　相談支援事業（障害、法第 106 条の４第２項第１号の口）

支援対象者	障害児・者及びその家族等
担当課	福祉課
事業内容	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等、必要な支援を行うと共に、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行います。
設置形態	基本型（単一の既存事業の委託を受け支援を実施する形態）
実施方式	委託（碧南市社会福祉協議会）
設置箇所	１か所
配置人数	社会福祉士、精神保健福祉士等２名程度
相談場所	碧南ふれあい相談支援事業所（碧南市社会福祉協議会内）

3　利用者支援事業（子ども、法第 106 条の４第２項第１号の八）

支援対象者	子育て家庭の親とその子ども及び妊産婦
担当課	こども課（子育て家庭の親とその子ども）、健康課（妊産婦）
事業内容	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行います。
設置形態	基本型（単一の既存事業の委託を受け支援を実施する形態） ※こども家庭センター型、妊婦等包括相談支援事業型
実施方式	直営
設置箇所	２か所
配置人数	こども課：統括支援員１名、子ども家庭支援員２名、虐待対応専門員１名 健康課：保健師９名程度（兼務）
相談場所	こども家庭センター（こども課（碧南市役所内））、 健康課（保健センター内）

４　自立相談支援事業（生活困窮、法第 106 条の４第２項第１号の二）

支援対象者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人及びその家族等
担当課	福祉課
事業内容	生活困窮者が抱える多様な相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、支援を一体的かつ計画的に行います。
設置形態	基本型（単一の既存事業の委託を受け支援を実施する形態）
実施方式	委託（碧南市社会福祉協議会）
設置箇所	１か所
配置人数	社会福祉士４名程度
相談場所	碧南市社会福祉協議会

２　参加支援事業（法１０６条の４第２項第２号）

No.	取組	方向性
2	参加支援事業	**行政【福祉課】・社会福祉協議会** 社会との関係性が希薄化している支援が必要な人に対し、社会参加に向けた支援を行います。

実施内容

支援対象者	重層的支援会議で参加支援が必要と判断された人
担当課	福祉課
事業内容	既存の参加支援に向けた事業では対応できない、本人や世帯の個別性の高いニーズに対応するため、地域の社会資源など今までニーズの届いていなかった層（グレーゾーン、引きこもり等）も含めた全属性に対する就労準備支援を行います。
実施方式	委託（碧南市社会福祉協議会）

設置箇所	１か所
配置人数	社会福祉士等２名程度
相談場所	碧南市社会福祉協議会（福祉センターあいくる内）

3　地域づくり事業

No.	取組	方向性
3	地域づくり事業	**行政【福祉課・高齢介護課・こども課】・社会福祉協議会** 住民同士が支え合う関係性を育むほか、他事業と連携し地域における社会的孤立の発生・深刻化の予防を図ります。

実施内容

1　一般介護予防事業（高齢、法第 106 条の４第２項第３号のイ）

事業詳細名称	遊友の会
支援対象者	高齢者
担当課	高齢介護課
事業内容	住民主体による定期的な利用が可能な自主的な通いの場づくりを支援するとともに、住民主体の集いの場が継続できるよう、介護予防に関するサポーターを養成します。
実施方式	委託（碧南社協地域包括支援センター、碧南東部地域包括支援センター、碧南南部地域包括支援センター）
設置箇所	７か所
配置人数	保健師等７名程度（各１名程度）
活動場所等	①みなわ会（福祉センターあいくる） ②さくら会（碧南社協地域包括支援センター西端出張所） ③なでしこ会（東部市民プラザ） ④わかば会（中部公民館） ⑤元気いきいき会（文化会館） ⑥浜友会（大浜まちかどサロン） ⑦友楽会（棚尾公民館）

2　生活支援体制整備事業（高齢、法第 106 条の４第２項第３号の口）

支援対象者	高齢者
担当課	高齢介護課
事業内容	地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況を把握し、地域住民や企業・事業所等と連携しながら、サービス提供体制の構築に向けたコーディネートを行い、地域の支え合いの体制づくりを推進します。詳細は次のとおりです。 ① 生活支援コーディネーターの配置 地域の支援ニーズを把握し、住民や団体を繋げる役割を担う。 ② 協議体の設置 地域の関係者が集まり、支援の仕組みづくりを話し合う。 ③ 支え合い活動・サービスの創出 日常生活を助ける新しい活動（社会資源）を立ち上げる。
実施方式	委託（碧南社協地域包括支援センター、碧南東部地域包括支援センター、碧南南部地域包括支援センター）
設置箇所	６か所
配置人数	社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等６名程度（各１名程度）
活動場所等	①新川地区地域福祉推進会議（へきなん福祉センターあいくる） ②中央地区地域福祉推進会議（地区内の公共施設等） ③大浜地区地域福祉推進会議（大浜まちかどサロン） ④棚尾地区地域福祉推進会議（棚尾公民館） ⑤旭地区地域福祉推進会議（地区内の公共施設等） ⑥西端地区地域福祉推進会議（西端公民館）

3　地域活動支援センター事業（障害、法第 106 条の４第２項第３号の口）

支援対象者	障害者等
担当課	福祉課
事業内容	地域活動支援センターは、障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送るための相談・活動拠点です。日中の居場所や人との交流の機会を提供しています。
実施方式	補助
設置箇所	１か所

配置人数	精神保健福祉士１名、事務員２名程度
活動場所等	碧南高浜地域活動支援センター（あおみＪセンター）

４　地域子育て支援拠点事業（子ども、法第 106 条の４第２項第３号の二）

事業詳細名称	子育て支援センター事業
支援対象者	子育て家庭の親とその子ども
担当課	こども課
事業内容	公共施設や保育所等、地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施します。
実施方式	委託
設置箇所	10 か所
配置人数	子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を各２名以上
活動場所等	①あらこ保育園子育て支援センター（荒子保育園内） ②たなお保育園子育て支援センター（棚尾保育園内） ③たなおっこ子育て支援センター（棚尾公民館内） ④とーぶ子育て支援センター（東部市民プラザ内） ⑤こどもプラザららくるにしばた子育て支援センター（こどもプラザららくるにしばた内） ⑥こどもプラザこころっくしんかわ子育て支援センター（へきなん福祉センターあいくる内） ⑦かしの木子育て支援センター（かしの木保育園内） ⑧ユリアへきなんこども園子育て支援センター（ユリアへきなんこども園内） ⑨ユリアなわて子育て支援センター（ユリアなわてこども園内） ⑩碧のうさぎ子育て支援センター（碧のうさぎ保育園内）

5　生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮、法第 106 条の４第２項第３号）

支援対象者	相談支援機関等の職員、市民
担当課	福祉課
事業内容	公市内６地区に分かれて当該地区に合わせた多世代（多属性）交流の方法を検討し及び実施することにより居場所づくり及び地域の担い手の新たな関係性の構築を目的とし、地域住民の共助の取り組みを活性化することにより、自立に向けた活力ある地域づくりを目指します。
実施方式	委託（碧南市社会福祉協議会）
設置箇所	６か所
配置人数	社会福祉士等２名程度
活動場所等	①新川地区地域福祉推進会議（地区内の公共施設等） ②中央地区地域福祉推進会議（地区内の公共施設等） ③大浜地区地域福祉推進会議（地区内の公共施設等） ④棚尾地区地域福祉推進会議（地区内の公共施設等） ⑤旭地区地域福祉推進会議（地区内の公共施設等） ⑥西端地区地域福祉推進会議（地区内の公共施設等）

4　アウトリーチ等を通じた継続支援事業（法第 106 条の４第２項第４号）

No.	取組	方向性
4	アウトリーチ等を通じた継続支援事業	**行政【福祉課】・社会福祉協議会** ひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人などを早期に発見し、適切な支援につなぐためにアウトリーチ型の支援を実施します。

実施内容

支援対象者	複雑で複合的な生活課題を有し、特定の分野が単独で支援することが困難な世帯
担当課	福祉課
事業内容	当事者やその家族等への継続的なアプローチにより信頼関係を築き、必要に応じて、家庭訪問や同行支援も実施する相談支援を行います。その他、関係機関や民生委員・児童委員、地域住民等との連携を通じた情報収集を行います。

実施方式	委託（碧南市社会福祉協議会）
設置箇所	１か所
配置人数	社会福祉士等２名程度
相談場所	碧南市社会福祉協議会（福祉センターあいくる内）

５　多機関協働事業（法第 106 条の４第２項第５号）

No.	取組	方向性
5	多機関協働事業	**行政【福祉課】** 　多機関協働事業を通じて、複雑化・複合化する課題の可決に向け、迅速に支援方針を決定します。

実施内容

支援対象者	複合的な支援ニーズを抱える世帯、支援関係者
担当課	福祉課
事業内容	主な事業内容は次のとおりです。単独の相談支援機関では対応が困難な事例の調整役を主に行います。 ①相談受付、アセスメント ※単独の相談支援機関では対応が困難な事例に限る 　重層的支援会議及び支援会議の開催 ②支援プランの作成 ③支援状況の進捗管理・評価 ④既存の相談支援機関の支援員等への助言・支援
実施方式	直営
設置箇所	１か所
配置人数	社会福祉士等１名、事務員１名程度
相談場所	福祉課（碧南市役所内）

事業目標

本実施計画は、地域福祉と一体的に実施するため、地域福祉計画と一体に進捗状況を確認します。また、地域福祉計画の進捗状況を評価する碧南市地域福祉計画推進委員会において、ＰＤＣＡサイクルに基づいて方向性を確認・評価し、計画を推進します。

事業	指標	見込値（Ｒ９）	目標値
多機関協働事業	重層的支援会議実施回数	10 回	10 回
	プラン策定件数	10 件	10 件
	支援会議実施回数	10 回	10 回
	多機関協働事業延べ対応回数	100 回	100 回
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	対応件数	５件	５件
参加支援事業	プラン策定件数	３件	３件
包括的相談支援事業	包括的相談連携会議実施回数	２回	２回
地域づくり事業	地域づくり事業連携会議実施回数	２回	２回